

『遷幸部類記』についての基礎的研究

—影印・翻刻篇(1)江記・春記・小右記

丸山 裕美子

かつて私は『遷幸部類記』という資料を紹介し、これが①室町時代の公家甘露寺親長（一四二四—一五〇〇）が編纂した遷幸に関わる部類記であること、②康正二年（一四五六）五月から七月にかけて作成されたと考えられること、③諸記録から記事を抜き出して作成されているが、少なくともⅠ（江記・春記・野記）、Ⅱ（光親卿記）、Ⅲ（経俊卿記）、Ⅳ（吉御記・大御記・但御記）の四種が独立して存在すること、④四種のうち三種（Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）は甘露寺親長の自筆原本が勸修寺家旧蔵記録として京都大学文学部博物館（現京都大学総合博物館）に所蔵されていること、⑤のこる一種（Ⅰ）は甘露寺親長の自筆原本を直接書写したと考えられる複本が東山御文庫に所在すること、などを明らかにした⁽¹⁾。

甘露寺家は藤原北家勸修寺流に属する名家で、親長は藏人頭を経て宝徳四年（一四五二）に参議、翌年権中納言、康正二年三月に陸奥出羽按察使になり、四月正三位に叙されている。嘉吉三年（一四四三）に放火によって焼亡した土御門内裏の復興がようやく成ったのがこの康正二年であった。天皇の新造土御門内裏への遷御は七月二十日であったが、この還幸に供奉した公卿のなかには三十三歳の按察使中納言親長の姿もあった。遷幸を間近に控え、親長は五月十五日に経俊卿記を書き出し、六月二十四日・二十八日には左大臣洞院実熙から借用した『遷幸行類抄』を書写し、七月一日には吉御記、翌二日には大御記を、三日に江記・春記を書写し、但御記や野記、光親卿記もこの前後に選び

出して書写したものとされる。但御記（記主は藤原隆方）・大御記（藤原為房）・吉御記（吉田経房）・光親卿記（藤原光親）・経俊卿記（吉田経俊）はいずれも勸修寺流一門の日記であり、これらを親長は「年紀次第不同、随尋書之処也」（Ⅳ）とあるように、随時書き出したものと考えられる。親長は康正二年から二十三年後、応仁の乱で荒廃した土御門内裏の修復がなつての還幸に、還幸伝奏として活躍することになるが、その際かつて作成したこの『遷幸部類記』は大いに役立ったことであろう。

さて甘露寺親長の『遷幸部類記』は、その自筆原本がⅠは禁裏に（後に焼失カ）、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは近世初頭までに勸修寺家に入り、複本も作成され、その後、近世中期—おそらく寛政二年（一七九〇）十一月の新造内裏（京都御所）への遷幸に際して—及び近世末期—安政二年（一八五五）の新造内裏遷幸に際して—に柳原家、野宮家、鷹司家などで書写されて伝わったと考えられる⁽²⁾。

四種Ⅰ～Ⅳの『遷幸部類記』のうち、Ⅱは『大日本史料』第四編之十二に活字翻刻されており、Ⅲは凶書寮叢刊『経俊卿記』に活字があるが、ⅠとⅣは逸文であり、Ⅰの江記・春記・野記（小右記）はいずれも紹介されたことがなかった⁽³⁾。そこで前稿において、私は個人で所蔵していた『遷幸部類記』Ⅰの翻刻を行ったのであるが、影印は一部のみの掲載にとどまっていた。また二〇〇四年度に愛知県立大学において行なつた演習で、この『遷幸部類記』Ⅰについて、読み直し、注釈を作成することを目指したが、全体にわたる決定稿を完成させることはできなかった。そこで、ひとまず本文の校訂・翻刻に限定して現時点での到達点を示そうと思う。さらに全文の影印を提示することで、今後の研究の展開への布石とし、学界の共有財産としたい。

なお前稿発表後に、私は東京古書会館で開催された「新興古書大即売会」で浅倉屋書店から、もう一冊の『遷幸部類記』を購入した。これは、宮内庁書陵部所蔵の柳原本『遷幸部類記』一と同じ構成であり、つまり『遷幸部類記』Ⅰ及びⅡと成恩寺関白記永徳元年（一三八一）三月十一日～十七日条を書写したものであった。柳原本と異なり、全文一筆で記されており、おそらく柳原本を写したものと考えられる。前稿では、成恩寺関白記の部分に関しては、内

題「遷幸部類記」が記されておらず、勸修寺旧蔵記録の中にも成恩寺関白記の記録は見えないことから、甘露寺親長の『遷幸部類記』の可能性は低いのではないかと判断したが、現時点でもその考えは変わらない。

注

(1) 拙稿「甘露寺親長の『遷幸部類記』について——『小右記』『春記』『江記』逸文紹介——」（『史学雑誌』一〇五—八、一九九六年）。以下にいう「前稿」はすべてこれを指す。

(2) 確認された写本の所在は、以下の通りである（私本を除く）。

I 宮内庁書陵部所蔵・柳原本『遷幸部類記』一（柳二四六）

宮内庁書陵部所蔵・鷹司本『遷幸部類』（二六六—七二三）

宮内庁侍從職所蔵・東山御文庫本『遷幸部類記』（勅封一三〇・二九）

II 宮内庁書陵部所蔵・柳原本『遷幸部類記』一（柳二四六）

宮内庁書陵部所蔵・鷹司本『遷幸部類』（二六六—七二三）

京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』（勸修寺五九六） * 原本

京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』（勸修寺七四二）

III 宮内庁書陵部所蔵・鷹司本『遷幸部類』（二六六—七二三）

京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』（勸修寺七三二） * 原本

京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』（勸修寺七三六）

国立国会図書館所蔵・『遷幸部類記』（い—四三）

IV 京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』（勸修寺七四五） * 原本

以上の他に、『三条家文書目録』（東京大学史料編纂所架蔵、六一〇〇—一一一六）によると、I・II・IIIにあたる三条西本『遷幸部類記』が神宮文庫に所蔵されていることになっているが、最近出版された神宮司庁編『神宮文庫所蔵和書総目録』（戎光祥出版、二〇〇五年）にも見えず、所在は不明である。

(3) 江記は木本好信編『江記逸文集成』（国書刊行会、一九八五年）に採られておらず、春記も『増補史料大成』や『丹鶴叢書』などの刊

本に収録されていない。野記（小右記）も『大日本古記録』本に未収録で、『大日本史料』にも収載されていない記事であった。

書誌

現状は東京大学史料編纂所で改装して新しい薄茶色の表紙が着けられているが、もとの表紙は丁字引斐紙で、外題「遷幸部類記」が本文とは別筆で左に打ち付け書きされていた。本文（墨付き）の料紙は全九丁で、いずれも楮紙の打紙と思われ、法量二〇・〇cm×二八・三cmの袋綴装である。一面九行、一行につき平均二二字である。原本を直接書写したと推定される東山御文庫本（一面一一行、一行平均二二字）と字配りなどはほぼ一致し、総じて原本の形態に忠実であると思われる。第一丁オモテに「遷幸部類記」と内題がある。

影印・翻刻

- ・各頁上段に原本の見開きごとの写真を掲げ、下段にその釈文を示した。
- ・翻刻にあたっては、京都御所東山御文庫本『遷幸部類記』（東京大学史料編纂所蔵の写真焼付けによる、架蔵番号六一五七―四、「東」と略称）と、宮内庁書陵部所蔵の柳原本『遷幸部類記』一（柳二四六、「柳」と略称）とを校異に用いた。鷹司本及びもう一冊の私本（史料編纂所寄贈本）は柳原本の転写本と考えられ、原本とは形態も異なり、誤字・脱字も多いため、校訂には使用しない。
- ・翻刻の際の改行は原文通りとし、適宜読点を施した。傍注は校訂注に記し、誤字の訂正や脱字の挿入は、「」で行い、朱筆は「」で括った。文字が抹消されている場合は、その文字の右傍に々（抹消符）を付した。漢字は原則として常用のものに改めている。



遷
幸
部
類
記

遷幸部類記

白河院 江記 權中納言廷房卿記

遷幸之事 承保二年八月十四日、癸卯、遷御高陽院 戌尅、公卿以

下歩行遷御高陽院 自建禮門・待賢門出御、

歩儀事 行啓并若宮御共人々歩行 出自朔平門、經(建)禮門前、出自

春記

永承六年七月十一日、己未、天陰、内豎來云、今夜戌尅可遷御大膳職可參入者、稱病由不參入、後日聞、右府已下參入、(一才)

遷幸部類記

白河院 江記 權中納言廷房卿記

「遷幸之事」(1)

承保二年八月十四日、癸卯、遷御高陽院 戌尅、公卿以

下歩行遷御高陽院 自建禮門・待賢門出御、

歩儀事(2) 行啓并若宮御共人々歩行 出自朔平門、經(建)禮門前、出自

春記

永承六年七月十一日、己未、天陰、内豎來云、今夜戌尅可遷御大膳職可參入者、稱病由不參入、後日聞、右府已下參入、(一才)

各着靴、衛府次將等縫掖帶壺胡錄云々、督殿及隆國、信長、俊家等不參入云々、御在所大輕々輕々、已非皇居云々、十九日為遷御冷泉院違御方角忌之故也、王者屢遷御所、々未聞事也、只付万事減王法也云々、子時遷御云々、十九日、丁卯、天晴、召使來云、今日戌時可遷御冷泉院、可參入者、答承給之由、今日遷御冷泉院、西剋許參內、用隱文、御大膳職也、先是関白及右大臣參入云々、予着陣座、半帶先是中納言俊家、右兵衛督經成在座、納言在外座、行神鏡及御竈神可奉遷、今夜勘奏日時也、此間及戌剋云々、諸卿（一ウ）

着靴、列立御前南、左大將府在東、次諸卿列西、但東上南面、依便宜歟、圍司奏圍司裝束已奇、又、從跳違例甚而也、勅答後有鈴奏少納言清房作法、奇怪、万人解頤、即寄御輿、小々時御輦之間、予退列、出北門騎馬於此門外、馬副二人取口左大弁經長馬遲將來、仍用他人馬間遲參、出待賢門、自同大終路、東、又自堀川大路南行、於東陣下馬、諸卿如此輦路同之、諸卿入左衛門中謂東、先是黃牛二頭引立門中左右謂南、左右、馬寮官人引之、大納言師房卿云件卿依造院行事、不供奉、諸卿可行幸、候此院、是例事也、諸卿可在黃牛次云々、民部卿云、不可然、諸卿在牛前列立御庭、牛者在輦前者也、是例也、仍諸卿先列立南庭如例此院以東（二才）

各着靴、衛府次將等縫掖帶壺胡錄云々、督殿及隆國、信長、俊家等不參入云々、御在所大輕々輕々、已非皇居云々、十九日為遷御冷泉院違御方角忌之故也、王者屢遷御所、々未聞事也、只付万事減王法也云々、子時遷御云々、十九日、丁卯、天晴、召使來云、今日戌時可遷御冷泉院、可參入者、答承給之由、今日遷御冷泉院、西剋許參內、用隱文、御大膳職也、先是関白及右大臣參入云々、予着陣座、半帶先是中納言俊家、右兵衛督經成在座、納言在外座、行神鏡及御竈神可奉遷、今夜勘奏日時也、此間及戌剋云々、諸卿（一ウ）

着靴、列立御前南、左大將府在東、次諸卿列西、但東上南面、依便宜歟、圍司奏圍司裝束已奇、又、從跳違例甚而也、勅答後有鈴奏少納言清房作法、奇怪、万人解頤、即寄御輿、小々時御輦之間、予退列、出北門騎馬於此門外、馬副二人取口左大弁經長馬遲將來、仍用他人馬間遲參、出待賢門、自同大終路、東、又自堀川大路南行、於東陣下馬、諸卿如此輦路同之、諸卿入左衛門中謂東、先是黃牛二頭引立門中左右謂南、左右、馬寮官人引之、大納言師房卿云件卿依造院行事、不供奉、諸卿可行幸、候此院、是例事也、諸卿可在黃牛次云々、民部卿云、不可然、諸卿在牛前列立御庭、牛者在輦前者也、是例也、仍諸卿先列立南庭如例此院以東（二才）

爲礼方仍列立東、執水火童火取脂燭、水名人根、在東中門内、此間
 風力殊甚自朝風吹、太不靜、仍以大桶覆火集教多脂燭、取之、為恐滅也、是若礙風歟、
 太見苦事也、行事弁師家扶持兩童女、昇自南殿東階
 在陣外、火童早昇也云々源大納言行事也、大納言在列、御輦入中門黃牛在御輦前、漸引行
 之間、主稅頭時親朝臣四位、奉仕御反閑黃牛、徐步、成呪術、
 到南殿階前、披說呪書了退去、黃牛在殿左右、御輦幸
 南殿之間、黃牛引退立東西中門、南掖廊中撤御輿之
 後、大納言師房卿令置版位、中務丞藤原為信取之、置南庭(二ウ)

中央退去、其後園司奏、勅答了、少納言奏進鈴了作法太奇、万人
 有名謁兼中少將、公卿、、々々了入御、諸卿經左仗下、各脫靴
 查、更着宜陽殿座北上東面對、下賜着與座、人、、頭備饗饌、民部
 卿長家中宮大、中宮權大夫經輔及右兵衛督經成等不燼座
 退去、可供奉中宮行啓之故云々中宮今夜可、遷御此院云々、右大臣云、在座公卿
 大納言信家、左大弁經長、宰相中将能長及子也、盃酒之間、
 無使轉盞大納言依為、其息也、仍停酒只下箸、何事之有哉者、即
 下箸了計不及、、大臣起座、移着左仗座、已人同移着之、小時大臣
 參上殿上、諸卿相從、先是闕白被坐殿上、即有盃酒事藏人頭、勸盃、(三才)

爲礼方仍列立東、執水火童火取脂燭、水名人根、在東中門内、此間
 風力殊甚自朝風吹、太不靜、仍以大桶覆火集教多脂燭、取之、為恐滅也、是若礙風歟、
 太見苦事也、行事弁師家扶持兩童女、昇自南殿東階
 在陣外、火童早昇也云々源大納言行事也、大納言在列、御輦入中門黃牛在御輦前、漸引行
 之間、主稅頭時親朝臣四位、奉仕御反閑黃牛、徐步、成呪術、
 到南殿階前、披說呪書了退去、黃牛在殿左右、御輦幸
 南殿之間、黃牛引退立東西中門、南掖廊中撤御輿之
 後、大納言師房卿令置版位、中務丞藤原為信取之、置南庭(二ウ)

中央退去、其後園司奏、勅答了、少納言奏進鈴了作法太奇、万人
 有名謁兼中少將、公卿、、々々了入御、諸卿經左仗下、各脫靴
 查、更着宜陽殿座北上東面對、下賜着與座、人、、頭備饗饌、民部
 卿長家中宮大、中宮權大夫經輔及右兵衛督經成等不燼座
 退去、可供奉中宮行啓之故云々中宮今夜可、遷御此院云々、右大臣云、在座公卿
 大納言信家、左大弁經長、宰相中将能長及子也、盃酒之間、
 無使轉盞大納言依為、其息也、仍停酒只下箸、何事之有哉者、即
 下箸了計不及、、大臣起座、移着左仗座、已人同移着之、小時大臣
 參上殿上、諸卿相從、先是闕白被坐殿上、即有盃酒事藏人頭、勸盃、(三才)

五位、六位、此間供五菓云々

次供御膳云々

閑白參御所

藏人等敷御前座云々

出御云々

御畫御座也

藏人頭右近中將資綱朝臣勸

已下參候御前座、給衝重、藏人頭右近中將資綱朝臣勸

盃

頭經家朝臣取御料昏入、公卿未方參進、居御座南

頭退去

次六位已上進昏

拔笏退後、或乍搯笏復座

參進打攤云々

各有差

子三點也

督經成卿及三位二人

竈神子剋奉遷了云々

給其家可有賞由云々

申請可叙二位之由、而三位中將俊房本是忠家之上臈也、

為超越不被許忠家二位云々、造院賞被行之日次俊房(四才)

五位、六位、此間供五菓云々

次供御膳云々

閑白參御所

藏人等敷御前座云々

出御云々

御畫御座也

藏人頭右近中將資綱朝臣勸

已下參候御前座、給衝重、藏人頭右近中將資綱朝臣勸

盃

頭經家朝臣取御料昏入、公卿未方參進、居御座南

頭退去

次六位已上進昏

拔笏退後、或乍搯笏復座

參進打攤、公卿又自下臈打攤

各有差

子三點也

督經成卿及三位二人

竈神子剋奉遷了云々

給其家可有賞由云々

申請可叙二位之由、而三位中將俊房本是忠家之上臈也、

為超越不被許忠家二位云々、造院賞被行之日次俊房(四才)

可叙三品云々、其次忠家の叙、仍今夜無家賞事、太任
意之代也、嬰喙^⑧小兒等居高位、如予之人雖積年勞、
只沈屈之愁、生而遇乱代、其理可然之、今日從朝風吹、
雖不及發屈、草木動揺太不閑、遷御之間、南殿上及遲〔庭力〕
上、吹滅炬焰、又吹滿其焰、或飛上屋上、其火焰飄々遍滿、見
者莫不驚恐、殿上烙〔燈力〕先不燃、已及幽暗、太以周章也、主上出
御書御座之間、風力弥倍、燭燈頻滅、侍臣更々雖拏脂
燭、遂不能燃、得事々不便也、如何、但天晴、月明、出御時圍
司先奏、是例、而遷御新宮之後、又圍司奏之如何、天德（四ウ）

遷御冷泉院御日記不被注新宮圍司奏事、又応和元年
遷御々内裏御日記如此、而今日儀兩所有圍司奏、若依何
例哉、大納言師房作今日次第云々、如何、三今〔个〕^⑨日宜陽殿及
殿上饗等儲之、所々屯食・女房饗事如何、可尋、頭弁云、
殿上簡、三今〔个〕^⑩日間不封云々、如何、予奏云、慥不覚、又無所見、
但長久二年遷御内裏、彼時不封簡云々、頭弁云、閔白
被命不可封之由、仍不可封者、置牛在左右中門、南廊
内儲張槽、馬寮飼之、天德例在中殿御前云々、
今日參入公卿、右大臣 教通・大納言三人 長家・師房・信家・中納言五人（五才）

俊家・經輔、々々不候御共、又不候。宰相三人經長・能長、三位二人俊房・忠家、御前、供奉御籠神之故云々。此外諸卿有障不参入云々、今夜関白不被候御前、称風病宿所云々。

才三日儀略之

康正二年七月三日書

野記

寛弘七年十一月廿八日、天行伺雨間、途中小雨、時々

行雨、晴着欲着陣居饗饌、百重便直仍惟面皮是各去相共参殿上、又居饗、因之停立射場殿邊、左右而丞相殿上方被来云、陣饗了哉、然者可着云々、四條大納言云居饗了者、仍諸卿着陣饗、一巡後居汁物食了、諸卿着殿上、小時召御前其座南又、鹿敷門座、左大臣貢御馬十匹家司中將、及他中少將、外衛佐、衛府、侍中等、此間及黄昏、又雨降、仍不令騎、只一兩廻了、左府云、中分可給左右歟、将次第可給歟、予答云、以上五正給左、以下五正給右、々可有愁、尚次第一給左、以〔次〕第二給右、如此分給可無愁歟、相府頗有咲氣、右大臣以此由奏聞、有〔六才〕

俊家・經輔、々々不候御共、又不候。宰相三人經長・能長、三位二人俊房・忠家、御前、供奉御籠神之故云々。此外諸卿有障不参入云々、今夜関白不被候御前、称風病宿所云々。

第二、三日儀略之

康正二年七月三日書

野記

寛弘七年十一月廿八日、癸卯、伺雨間参内、途中小雨、時々

猶雨、無晴氣、欲着陣、居饗饌之間、無便宜、仍徘徊、彼是参会、相共参殿上、又居饗、因之停立射場殿邊、左右而丞相殿上方被来云、陣饗了哉、然者可着云々、四條大納言云、居饗了者、仍諸卿着陣饗、一巡後居汁物食了、諸卿着殿上、小時召御前其座南又、鹿敷門座、左大臣貢御馬十匹家司中將、及他中少將、外衛佐、衛府、侍中等、此間及黄昏、又雨降、仍不令騎、只一兩廻了、左府云、中分可給左右歟、将次第可給歟、予答云、以上五正給左、以下五正給右、々可有愁、尚次第一給左、以〔次〕第二給右、如此分給可無愁歟、相府頗有咲氣、右大臣以此由奏聞、有〔六才〕

天許任申請者仍分給三五六七九左、給衝重於諸卿

一兩巡了、供御膳蘇芳懸盤六脚、有螺釧、各色織物打敷、陪膳大納言公任、益供左衛門

督賴通、及參議等不具記、有御贈物、模本注久文、四選、橫模、本久文

集、中納言行成・賴通取之、右大臣乍本座問之、次給上達部祿

大掛、上達部・雲上人并諸衛・女官饗祿皆是左相府所設云々、

不尋子細、以御衣給左大臣、々々於廊下拜舞、了退出、

參上自侍所方、復座、聖上入御、左大將稱警蹕、不得意、

於尋常御在所無此事也、諸卿起座於侍所、秉燭之後、

更召右大臣、有叙位事、從三位藤原教通元從四位上、正四位下六ウ

同賴宗・從四位上同顯位信、正五位下同能信以上左大臣、從五位

上藤原公則・丹波奉親已上家司、正二位藤原妍子尚侍、正四位下

同威子・從四位上同提子已上左大臣、從五位下同德子・同義子・同親

子・菅原成子、右大臣執副叙位簿於笏、退出侍所、左大臣披見

云、無賴宗被書落敷、驚見懷中書云內々任、已事漏、經營自

參御前參自參盤、奏聞、歸出給、左府云、奏聞、仰云早可書

下者、左府云、可被書入者、右府更又書改、卿相有屬目、以頭

藏人可令奏敷、又於御前書叙位而更於侍所令改書、不可

然、只可書入賴宗一人者也、左衛門督賴通可叙正二位、而七才

天許任申請者仍分給三五六七九左、給衝重於諸卿

一兩巡了、供御膳蘇芳懸盤六脚、有螺釧、各色織物打敷、陪膳大納言公任、益供左衛門

督賴通、及參議等不具記、有御贈物、模本注久文、四選、橫模、本久文

集、中納言行成・賴通取之、右大臣乍本座問之、次給上達部祿

大掛、上達部・雲上人并諸衛・女官饗祿皆是左相府所設云々、

不尋子細、以御衣給左大臣、々々於廊下拜舞、了退出、

參上自侍所方、復座、聖上入御、左大將稱警蹕、不得意、

於尋常御在所無此事也、諸卿起座於侍所、秉燭之後、

更召右大臣、有叙位事、從三位藤原教通元從四位上、正四位下六ウ

同賴宗・從四位上同顯位信、正五位下同能信以上左大臣、從五位

上藤原公則・丹波奉親已上家司、正二位藤原妍子尚侍、正四位下

同威子・從四位上同提子已上左大臣、從五位下同德子・同義子・同親

子・菅原成子、右大臣執副叙位簿於笏、退出侍所、左大臣披見

云、無賴宗被書落敷、驚見懷中書云內々任、已事漏、經營自

參御前參自參盤、奏聞、歸出給、左府云、奏聞、仰云早可書

下者、左府云、可被書入者、右府更又書改、卿相有屬目、以頭

藏人可令奏敷、又於御前書叙位而更於侍所令改書、不可

然、只可書入賴宗一人者也、左衛門督賴通可叙正二位、而七才

依可為相府之同階、辭而不預、右大臣奉勅定仰云、左金吾云、
依可中偏如級位、故若有中申、隨申、請者、彼是、可
昇大納言之謀略歟云々、慶賀人々令奏慶、其後左大臣
令奏慶、須先奏歟、此間及酉終、雨脚滂沱、出御
南殿推時剋及酉終、戊始歟、依雨懈怠、先以光榮朝臣令奉仕反閑、諸卿
列立、左大將云、陣座坤壇上、予云南殿坤、從便宜可、
少納言鈴奏於東中門奏了、中間關司曳上裝、自弓場殿宇進御出庭中、
數度制止之、稱仰事進出奏之、極奇怪也、於東中門可奏而出、
西方進庭中不可然、就中甚雨間也、後日左府談云、關司事、
主上被奇仰云々、依誰仰所為哉云々、次寄御輿
張雨、警蹕如常、出御東中門、未到東門之間、暫留御輿、(七ウ)

左大將作御網事、此間雨脚如注、狼藉無極、大舍人不見、
吉儀多端、御輿出自東洞院大路并土御門大路、到一條
院東門之比、暫留御輿、於門外神祇官獻御麻了、入御、
先是左右馬寮史生各一人牽黃牛、立御輿前、先牛、次
輿、兩牛牽立南殿南階東西兩牛立南門東、張槽飼蜀云々、御輿寄
南階警蹕、如出御儀、光榮於南殿反閑、諸卿列立
西廊、予立南殿坤、左大將不見、若立南殿巽歟、少納言
於南中門鈴奏了、右中將濟政問諸卿稱籍了、參上殿上、
依無警固、辭陣已前、左大臣云、今日吉日也、諸卿可着座(八才)

依可為相府之同階、辭而不預、右大臣奉勅定仰云、左金吾云、
依令申、停加級給、彼者、若有所申、可隨中請者、彼是可
昇大納言之謀略歟云々、慶賀人々令奏慶、其後左大臣
令奏慶、須先奏歟、此間及酉終、雨脚滂沱、出御
南殿推時剋及酉終、戊始歟、依雨懈怠、先以光榮朝臣令奉仕反閑、諸卿
列立、左大將云、陣座坤壇上、予云南殿坤、從便宜可、
少納言鈴奏於東中門奏了、中間關司曳上裝、自弓場殿宇進御出庭中、
數度制止之、稱仰事進出奏之、極奇怪也、於東中門可奏而出、
西方進庭中不可然、就中甚雨間也、後日左府談云、關司事、
主上被奇仰云々、依誰仰所為哉云々、次寄御輿
張雨、警蹕如常、出御東中門、未到東門之間、暫留御輿、(七ウ)

擬宣陽殿、一巡後、仰可居汁物之由、良久不居、仍下箸、着

陣座 今日莫日也、頗有猶豫、然而非正禁中陣座、又遷御之日也、次々各々不可、廻私忘職、就中上古人不忘莫日、問着座內大臣莫日、云體合可被着也

左大臣下宣旨 右大弁下宣旨、即、下同弁不知其文、諸卿起陣座、又參上殿上、

左相府云、子剋中宮可入給、仍先參彼宮、可歸參者、大納言

道綱・公任、中納言、參議相從左府參彼宮、右府・内府・予・

中納言忠輔不參入、候殿上、大納言齊信 宮大夫 有所勞退出、子

終剋、中宮入給、左大臣已下歸參、臨丑剋召諸卿於御前給

衝重、一兩盃之後給祿 大掛、造宮行事所、設之云々、召攤帑、先獻御料

帑 盛折敷、居高器、左京大夫長經取之、立御前、次給上達部 盛折敷、依仰諸卿進候御前 (八ウ)

自下臈侍臣獻聚攤紙了、打聚攤三ヶ度、主上最初

度令打給攤了、入御、諸卿退下、今日殿上臺盤所饗内

藏寮所調備、但行事所度料物云々 (九才)

擬宣陽殿、一巡後、仰可居汁物之由、良久不居、仍下箸、着

陣座 今日莫日也、頗有猶豫、然而非正禁中陣座、又遷御之日也、次々各々不可、廻私忘職、就中上古人不忘莫日、問着座內大臣莫日、云體合可被着也

左大臣下宣旨 右大弁下宣旨、即、下同弁不知其文、諸卿起陣座、又參上殿上、

左相府云、子剋中宮可入給、仍先參彼宮、可歸參者、大納言

道綱・公任、中納言、參議相從左府參彼宮、右府・内府・予・

中納言忠輔不參入、候殿上、大納言齊信 宮大夫 有所勞退出、子

終剋、中宮入給、左大臣已下歸參、臨丑剋召諸卿於御前給

衝重、一兩盃之後給祿 大掛、造宮行事所、設之云々、召攤帑、先獻御料

帑 盛折敷、居高器、左京大夫長經取之、立御前、次給上達部 盛折敷、依仰諸卿進候御前 (八ウ)

自下臈侍臣獻聚攤紙了、打聚攤三ヶ度、主上最初

度令打給攤了、入御、諸卿退下、今日殿上臺盤所饗内

藏寮所調備、但行事所度料物云々 (九才)

校訂注

- | | | |
|------------------------|--------------------|---------------------|
| (1) 「遷幸之事」、柳ナシ、東墨書 | (12) 「頭」ノ下、東「弁」アリ | (24) 私・東(榜書)「文歟」アリ |
| (2) 「歩儀事」、柳ナシ、東墨書 | (13) 「已」ノ下、東「蔵」アリ | (25) 「横」、東作「模」 |
| (3) 「経」ノ下、東「建」アリ | (14) 「歟」、東ナシ | (26) 私・東(榜書)「文歟」アリ |
| (4) 「等」ノ下、東「着」アリ | (15) 「而」、東ナシ | (27) 「位」、東作「信」 |
| (5) 私・柳・東(榜書)「路歟」アリ | (16) 「喙」、東ナシ | (28) 「云」、東ナシ |
| (6) 「如」、東作「女」 | (17) 私・柳・東(榜書)「ヶ歟」 | (29) 「者」、東作「之」 |
| (7) 「童」ノ下、東「女」アリ | (18) 私・柳・東(榜書)「ヶ歟」 | (30) 「可」、東作「所」 |
| (8) 「椽」、東ナシ | (19) 「康」、東作「応」 | (31) 「進」、東作「分」 |
| (9) 私・柳(榜書)「火歟」アリ、東ナシ | (20) 「了」、東作「之」 | (32) 「洞」、東作「門(榜書)洞」 |
| (10) 私・柳(榜書)「幄歟」アリ、東ナシ | (21) 「殿」、東ナシ | (33) 「云」、東作「答」 |
| (11) 「殿」、東ナシ | (22) 「相」ノ下、東「白」アリ | |
| | (23) 「分」、柳ナシ | |

〔付記〕私が所蔵していた二種の『遷幸部類記』は、保管の仕方が悪く、虫食いを生じさせてしまった。そこで、東京大学史料編纂所に寄贈し、史料保存室の中藤靖之氏にお願いして、修補していただくことになった。影印に使用した写真は、虫食いが発生する以前、かつて一九九六年に東京大学史料編纂所で撮影したフィルムを、この度中藤氏と同所宮崎勝美氏(近世史料部)のご好意により、焼き付けていただいたものである。また翻刻にあたっては、久野千里・澤山起代子・芝田典代・白金敬英・羽田野実穂・広間ゆきえ・矢澤恵理子の諸氏(以上、愛知県立大学文学部日本文化学科学生)及び広瀬憲雄氏(名古屋大学大学院生)の協力を得た。記して心から感謝いたします。